（介護予防）居宅療養管理指導の運営規程（例）

○○○○　（介護予防）居宅療養管理指導運営規程

（事業の目的）

第１条　＊＊法人△△が開設する○○○○（以下「事業所」という。）が行う居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の事業（以下「事業」という。）は、利用者が要介護状態（介護予防においては要支援状態）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図るものである。

（事業の運営方針）

第２条　医師又は歯科医師による事業の実施にあたっては、訪問診療等により常に利用者の心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科学的管理に基づいて居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。

２　薬剤師、歯科衛生士又は栄養管理士による事業の実施にあたっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

３　居宅療養管理指導の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行う。

４　事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１　名　称　○○○○

２　所在地　○○市○○町○丁目○番○号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

　１　医師　　○人

 　医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

 ※ 歯科医師、薬剤師等の場合

 ２　歯科医師　　○人

 歯科医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

 ３　歯科衛生士　　○人

 歯科衛生士は、医師、歯科医師の指示に基づき居宅を訪問し、利用者の口腔機能の維持回復が図れるよう指示・援助を行う。

 ４ 薬剤師　　○人

 薬剤師は、医師、歯科医師の指示の基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導等を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

１　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び１２月２９日から１月３日

　までを除く。

２　営業時間　午前９時から午後６時までとする。

３　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の内容）

第６条　指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の内容は、次のとおりとする。

１

２

３

（利用料等）

第７条 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導が法定受領サービスであるときは、その利用者の負担割合に応じた額とする。

２　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

①　通常の事業の実施地域を越えた地点から片道○○キロメートルまで　□□□円

　②　通常の事業の実施地域を越えた地点から片道○○キロメートル以上　＊＊＊円

３　前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で

　説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、○○市、○○町及び○○村の区域とする。

（その他運営に関する重要事項）

第９条　事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

１　採用時研修　採用後○月以内

　　継続研修　年○回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊○○法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成○年○月○日から施行する。